

当院では、ジェネリック医薬品の 使用推進に取り組んでいます。

ジェネリック医薬品は、

*国の厳しい審査をクリアしたものだけが承認されています。

有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

*新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。

医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

*個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。

その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

*少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや

次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

医薬品の供給不足等の際、治療計画を見直し医薬品供給状況により、投与する薬剤を変更させて頂く事があります。

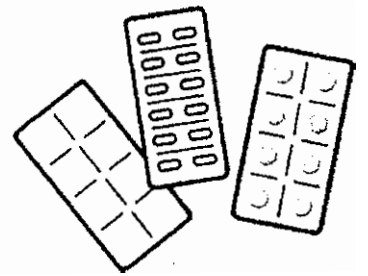
その際は医師ならびに薬剤師より、十分な説明を行った上で変更させていただきます。

長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28日以上 of 長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること

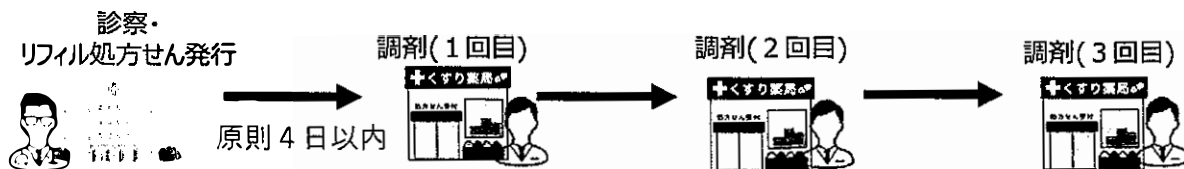
のいずれの対応も可能です。



※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が
対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。

リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、
一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せんです。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

リフィル処方せんの留意点

- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。（最大3回まで）
- 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤（一部を除く）は、リフィル処方ができません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。